

● 自動車の車体表面に表示する広告

許可を得て表示できるもの

自動車の区分	許可を受けて設置(表示)できる基準
広告宣伝用自動車	広告宣伝用自動車を利用するもの
上記以外の自動車	1 各側部の表示面積は、側部ごとに1㎡以下であること。 2 後部の表示面積は、0.3㎡以下であること。

許可がいないもの

自動車の区分	許可なく設置(表示)できる基準(所沢市内の登録自動車)
乗用旅客自動車 (タクシー)	1 各側部の表示面積は、側部ごとに1㎡以下であること。 2 後部の表示面積は、0.3㎡以下であること。
乗合旅客自動車(路線バス)・貸切旅客自動車(観光バス)	1 1台の自動車の表示面積は、車体底部を除く表面積の10分の3以下であること。 2 車体の窓及びドア等のガラス部分には表示しないこと。
上記以外の自動車 (バス・タクシーを含む。)	自己(登録された使用者)の氏名、店名、会社名等、商標又は商品名等(絵画や写真を含む。)以外のものを表示していないこと。

◇禁止地域、許可地域を問わず通行できます。

◆ヘッドライト、ウインカー、ブレーキランプその他自動車の運行に支障が生じるものには表示できません。

※所沢市以外の自治体を登録地とする自動車を、所沢市内で運行するときは、それぞれの登録地における基準を用います。